受託機関の 責任投資報告

2025年1月

鹿児島県病院企業年金基金

イントロダクション

スチュワードシップ活動体制

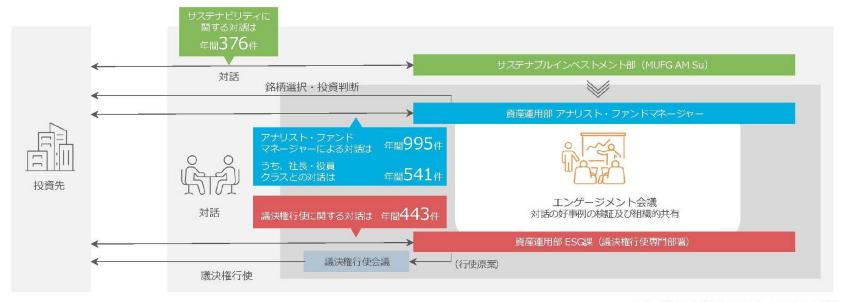
原則 1

対話・投資・議決権行使の一体運用

- 三菱UFJ信託銀行は、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、お客さま・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを目的に、スチュワードシップ活動 に積極的に取り組んでいる
- ・スチュワードシップ責任を果たすため、当社では、対話・投資・議決権行使を相互に関連させながら、一体的に運用
- ・対話は、投資先企業を熟知している「アナリスト・ファンドマネージャー」と、全投資先企業を網羅的に把握している「議決権行使の専門部署」とが、各々の専門性を発揮しながら相

互に連携し実施。対話においては、「中長期的な事業戦略」「財務戦略」「コーポレートガバナンス」「情報開示姿勢」の4つの論点を基本としつつ、積極的にサステナビリティの視点も取り入れ、企業の状況に応じた対話を行っている

・なお、「サステナビリティに関する対話(サステナブルエンゲージメント)」については、 MUFG アセットマネジメント各社の主としてパッシブ運用戦略のスチュワードシップ活動 を強化するために設立された組織であるサステナブルインベストメント部(MUFG AM サス テナブルインベストメント、以下MUFG AM Suという)も対話を行う



※ 対話件数は国内株式の2023年7月~2024年6月の数値

イントロダクション

スチュワードシップ活動体制 利益相反管理(三菱UFJ信託銀行)

原則

スチュワードシップ活動の適正の検証

~スチュワードシップ委員会~

- ・スチュワードシップ活動が、お客さま・受益者の利益最大化を確保するために十分かつ適正であることを検証する機関として、 「スチュワードシップ委員会」を設置
- 本委員会は、独立性・中立性を確保するため、取締役会傘下の組織とし、構成員の過半数を社外第三者としている
- 本委員会による検証結果については取締役会へ報告するとともに、本委員会として改善が必要な場合は取締役会が是正を実施



スチュワードシップ委員会の概要

- » 委 員 長:北川 哲雄氏(当社社外取締役、青山学院大学名誉教授/東京都立大学特任教授)
- » 委 員: 小方 信幸氏(法政大学大学院政策創造研究科教授)
- » 委 員:安藤 裕史(コンプライアンス統括部担当 取締役専務執行役員)
- » 開催頻度:原則四半期1回
- » 審議事項: 1. 投資行動に係る社則や方針の適切性及びその遵守状況
 - 2. 議決権行使に係る社則や方針の適切性及びその遵守状況
 - 3. エンゲージメント活動方針の適切性及び活動状況、など

情報障壁による徹底管理

- 信託と銀行それぞれの業務における取引に際して、利害が対立し得るとの前提のもと、情報障壁による徹底的な利益相反管理を実行
- 具体的には、受託財産運用において利益相反の生じ得る事象を特定した上で、 人事異動制限・情報遮断などの利益相反を回避するための各種施策を実施

→ E¥4川/+D11

イントロダクション

スチュワードシップ活動体制 利益相反管理(三菱UFJ信託銀行)

原則

利益相反の主な類型

(1) 親会社等の利益優先

- 親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの 利益を優先し、議決権行使において「反対」すべき議案に 「賛成」することが考えられる
- このような事象に対応するため、特に利益相反の生じる懸念 の高い当社の親会社等株式については、外部の第三者のガイ ドラインに基づく行使判断の助言に従い、議決権行使を行う

(2)銀行部門からの不当な働きかけ

・信託銀行内で受託財産部門運用部署における利益相反が生じうる事例として、グループ内の商業銀行を含む銀行部門からの不当な働きかけ(融資取引拡大を見込む銀行部門が、受託財産部門運用部署に対し「反対」すべき取引先企業の議案に「賛成」するよう影響力を行使するなど)により、顧客・受益者のためにならない投資・議決権行使行動がとられてしまう事象が挙げられる。このような事象に対応するため、当社では、下記の施策を導入

人事異動制限・情報遮断の例

1

人事異動制限

法人向け営業部署からの影響が受託 財産部門運用部署に対して及ぶリス クを遮断するため、法人顧客と直接 的な接点を持つ営業部署に過去5年 以内に在籍していた者が受託財産部 門運用部署に異動することを禁止。 2

影響力・情報遮断の ルール明確化

受託財産部門運用部署の所属員と 運用業務に直接関係のないその他 の部署の所属員との会議や打ち合 わせを禁じるなど、両部署の接触 を原則禁止。 3

資産運用プロセスの モニタリング強化

議決権がガイドライン通り行使されているかなど、資産運用がプロセス通り実施されているか受託財産部門内で確認した後、部門外の運用監理部署で法人取引状況を背景とした影響力行使の有無を確認。

FAQ

資産運用プロセスの モニタリング強化とは?

単一的なモニタリングに留まらず、 株式保有数の発行済株式総数に対する比率、保有ウェイト及びエンゲージメント会議資料・議事録の 検証など、より実効性を高めるため複数の切り口からモニタリングを実施しているほか、部門外とのメール・電話の内容確認項目を増やし、運用部署への入退室口グの精育などを実施。

イントロダクション

スチュワードシップ活動体制 PDCA (三菱UFJ信託銀行)

原則 3,4,5

エンゲージメント活動における主なPDCA

Plan

(エンゲージメント方針の決定)

- ・「エンゲージメント会議」にて、エンゲー ジメント活動の評価及び検証、次期方針を 決定
- ・重大なESG課題などをもとにエンゲージ メント対象企業を選定し、「課題認識/着目 点」に沿って企業の状況・ゴールを明確化

Do

(エンゲージメントの実施)

- ・投資先企業を熟知している「アナリスト・ファンドマネージャー」と、全投資先企業 を網羅的に把握している「議決権行使の専門部署」とが、各々の専門性を発揮し対話 を実施
- ・複数社での対話が有効と考える場合には、 「協働エンゲージメント」も積極的に活用

Check

(エンゲージメント活動の評価・検証)

- ・対話実施企業に対しては、「ステージ判定」 を行い、状況を把握
- ・ステージ変更は組織内で協議し決定
- ・進捗状況は定期的にモニタリングを行い、 「エンゲージメント会議」にて報告を行い、 好事例を共有
- ・スチュワードシップ活動全般の活動内容 は、定期的に「経営」に報告

Action

(方針見直し・投資/議決権への反映)

- ・対話で得た情報をもとに、「投資・議決権 行使判断」を実施
- ・ 社内外からの評価及び自己評価をもとに次期方針を検討

議決権行使における主な PDCA

Plan

(議決権行使其進の策定・公表)

- ・議決権行使ガイドラインについて、受託財産部門運用部署内に設けた「議決権行使会議」において審議し、担当役員が最終決定を実施
- ・当社ホームページに議決権行使基準を開示 し、今後の基準の方向性についても記載

Do

(議決権行使の実施)

- ・原則、ガイドラインに則り、行使方針を決定。投資先企業との対話や状況を踏まえ、持続的成長に資すると考える場合は、基準と異なる判断を実施
- ・議決権行使に関する対話は「議決権行使の 専門部署」が中心となり実施するが、必要 に応じてアナリスト・ファンドマネー ジャーも同席し、その知見を活用

Check

(基準・判断結果のモニタリング)

- ・社内運用監理部署及び構成員の過半を社外 第三者とするスチュワードシップ委員会が モニタリングを実施
- ・議決権行使結果については、集計結果の開 示に加え、個別企業及び議案ごとに全ての 行使結果及び賛否の理由を開示

Action

(基準の改定

・ガイドラインは定期的に、少なくとも年1 回は見直しを実施。ガイドラインの見直し、 及び個別議案の行使方針は、議決権行使会 議で審議され、資産運用部の担当役員が決 定する

議決権行使

議決権行使基準の改定

原則

2024年度主な改定内容

内容	新基準 (2024年4月より基準となった個所を下線表示)	旧基準
女性取締役	女性取締役が選任されていない場合	(新設)
業績 (ROE)	過去3期連続で自己資本利益率(ROE)が一定水準(5%)を下回り、かつ今後改善が見込めず、経営責任があると判断する場合 ※2027年4月より、3期連続ROE8%未満かつ PBR1倍未満の場合、反対とする予定(対象:TOPIX500から適用、以後順次適用対象を拡大)また、2027年以前であっても、対話で改善を求めたのにもかかわらず資本コストを意識した経営方針が示されないと判断した場合には、反対	過去3期連続で自己資本利益率 (ROE) が一定水準(5%)を 下回り、かつ今後改善が見込め ず、経営責任があると判断する 場合。 <u>なお、判断にあたっては</u> 業種状況なども勘案する
政策 保有株式	政策保有株式を過剰に(純資産の20%以上)保有し ている場合	(新設)
キャッシュ リッチ	(現預金+長短期有価証券)/総資産が50%以上かつ 自己資本利益率(ROE)の過去3年平均及び直近が 8%未満の場合	(新設) 「剰余金の処分」に関する基準 を取締役選任に適用

女性取締役基準の新設

・当社では、取締役会は多様な人材で構成されることが望ましいと考えている。これまで ジェンダーの多様性について対話をさせていただいたが、昨今、政府の「女性版骨太の 方針2023」及びそれを受けた東証の上場制度の整備などを踏まえて、今般、議決権行使 の方針においても、少なくとも 1名の女性取締役を求めることとした。なお、このこと は、一部の企業にのみ求めるものではないため、全ての投資先企業に求める基準とする

政策保有株式基準の新設

・政策保有株式は、経営に対する規律の低下や非効率な資本管理に繋がる懸念があり、原則、縮減すべきと考えている。これまで、当社では、企業成長に資する資本提携も皆無ではないと考えられる中、一律の基準を設けず、対話で政策保有株式の縮減を求め、改善の動きが全く見られない場合に反対してきた。しかし昨今、政策保有株式を多く有する企業において、資本収益性の低迷が見られていることを踏まえ、定量基準を設定

キャッシュリッチ基準の改定

・従来は「剰余金の処分」に関する基準として、金融資産を必要以上に保有している企業 に対してさらに内部留保を積み上げないような株主還元を求める趣旨で基準を設けてい た。昨今、資本コストを意識した経営要請が浸透する中で、なお、必要以上の金融資産 を有し資本収益性が低迷しているということは、資本コストを十分に意識した経営とは 言えず、財務戦略や適切な資本配分に対する経営責任があると考え、取締役選任議案で 反対することにした

議決権行使

国内株式の議決権行使結果(2023年7月~2024年6月)

原則

議決権行使の概況

- ・個別議案の行使判断にあたっては、議決権行使を行うための判断基準として独自に定めたガイドラインに則り、企業との対話の結果なども活用し、自らの責任と判断のもと行使。なお、当社の親会社等株式については、外部の第三者(Institutional Shareholder Services社)のガイドラインに基づく行使判断の助言に従い行使する
- ・2023年7月から2024年6月に当社の受託財産運用において 行使を行った株主総会の数は2,228総会、議案数は合計 22,346件あり、会社提出議案21,970件に対して賛成 17,794件、反対4,176件の議決権行使を実施。株主提出議 案376件に対して賛成36件、反対340件の議決権行使を 行った
- ・主な議案の行使状況は次の通り。「取締役の選解任議案」では、女性取締役基準、政策保有株式基準の導入により、 反対対象企業は増加しているものの、今般の反対対象者の 見直しによりROE基準などでの反対対象者を代表取締役に 限定することとしたため、反対数が低下した

	会社提案	賛成	反対	棄権	白紙 委任	合計	反対比率	反対比率 前年比
	取締役の選解任	13,599	3,708	0	0	17,30 7	21.4%	-0.5%
会社機関に関する議案	監査役の選解任	1,561	263	0	0	1,824	14.4%	-1.4%
	会計監査人の選解任	42	0	0	0	42	0.0%	0.0%
	役員報酬※1	710	44	0	0	754	5.8%	-0.5%
役員報酬に関する議案	退任役員の退職慰労金の支給	0	76	0	0	76	100.0%	1.3%
	剰余金の処分	1,369	38	0	0	1,407	2.7%	-0.3%
資本政策に関する議案	組織再編関連*2	23	0	0	0	23	0.0%	0.0%
(定款に関する議案を除く)	買収防衛策の導入・更新・廃止	4	38	0	0	42	90.5%	1.7%
	その他資本政策に関する議案**3	54	1	0	0	55	1.8%	1.8%
定款	に関する議案	429	2	0	0	431	0.5%	0.3%
その他の議案		3	6	0	0	9	66.7%	41.7%
合計		17,794	4,176	0	0	21,97 0	19.0%	-0.4%

- ※1 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与など
- ※2 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割など
- ※3 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合など

株主提案	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率	反対比率 前年比
슴計	36	340	0	0	376	90.4%	3.8%

[※] 議案数については、取締役の選解任議案、監査役の選解任議案及び会計監査人の選解任議案を候補者単位でカウント

議決権行使

外国株式の議決権行使結果(2023年7月~2024年6月)

原則 **5**

議決権行使の概況

- ・外国株式における個別議案の判断にあたっては、国ごとの ガバナンス慣行を踏まえた上で、企業価値の長期的拡大の 観点から慎重に検討した
- ・2023年7月から2024年6月に開催された株主総会の数は 2,748総会、議案数は合計30,795件あり、会社提出議案 29,377件に対して賛成26,505件、反対2,870件、棄権2 件、株主提出議案1,418件に対して賛成935件、反対483 件の議決権行使を行った
- ・会社提案議案合計の反対比率は9.8%(前年比+0.5%)と、 前年実績と比べほぼ横ばい。中国において、取締役会規程 などの変更にかかる提案で提案内容の詳細開示が不十分で あったことから「その他議案」での反対比率は上昇したが、 会社提案全体の反対比率への影響は軽微に留まった
- ・株主提案議案合計の反対比率は34.1%(前年比+1.6%)と、前年実績と比べわずかに上昇。気候変動や環境・社会問題に対する企業の開示・取組みが着実に進展している一方、過度に経営の裁量を制約し、必ずしも企業価値向上に繋がらないと思われる事項まで株主提案として上程されることが増えたため、反対する議案が増加。また、ESG推進に疑義を唱える、いわゆる「反ESG」議案が引き続き増加しており、当該議案に反対したことも、反対比率を高めた

5	会社提案	賛成	反対	棄権	白紙 委任	合計	反対比率	反対比率 前年比
	取締役の選解任	11,475	804	0	0	12,279	6.5%	0.3%
会社機関に関する議案	監査役の選解任	458	53	0	0	511	10.4%	-1.7%
	会計監査人の選解任	1,673	11	0	0	1,684	0.7%	0.3%
	役員報酬※1	3,078	588	0	0	3,666	16.0%	-1.7%
役員報酬に関する議案	退任役員の退職慰労金の支給	17	4	0	0	21	19.0%	-11.0%
	剰余金の処分	1,068	3	0	0	1,071	0.3%	-0.1%
資本政策に関する議案	組織再編関連※2	168	4	0	0	172	2.3%	-1.0%
(定款に関する議案を除く)	買収防衛策の導入・更新・廃止	6	2	0	0	8	25.0%	3.6%
	その他 資本政策に関する議案※3	2,469	364	0	0	2,833	12.8%	-0.5%
定款	に関する議案	596	286	0	0	882	32.4%	7.0%
その他の議案		5,497	751	2	0	6,250	12.0%	2.6%
	合計	26,505	2,870	2	0	29,377	9.8%	0.5%

^{※1} 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与など

^{※3} 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合など

株主提案	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率	反対比率 前年比
合計	935	483	0	0	1,418	34.1%	1.6%

[※] 棄権は、株主の属性を問う議案などで、棄権の入力を求められたもの

^{※2} 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割など

議決権行使

課題と今後の方向性

原則

上場企業におけるPBR1倍割れ常態化の解消

- ・PBR 1 倍割れは株主資本コストを上回るROEを達成できていない、あるいは成長性が株式 市場から評価されていない目安とされている。当社は上場企業においてPBR 1 倍割れが常 態化している実態を懸念しており、中長期的な企業価値向上の観点から「取締役の選任」 基準の業績(ROE)基準を改定した。また、PBRの改善には株主資本コストを引き下げる 必要もあることから、本改定と併せて株主資本コストについても対話を行う
- ・なお、改定した基準では2027年にROE8%やPBR1倍以上を求めるが、それで十分という ものではなく、継続的に株主価値向上を目指すべきと考える

取締役会の監督機能向上

- •経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行を含めて、企業の持続的成長のため、取締役会の経営執行の監督機能を従来以上に強化するべきと考えているが、実効性の高い監督のためには独立した客観的な立場から多様な議論を行うことが必要と考える。そのためには独立社外取締役の果たす役割は重要であり、全ての上場企業において独立社外取締役が少なくとも取締役会の1/3以上占めることが必要かつ、独立社外取締役は経営戦略を実行するために必要な知見や能力を備えた多様な人材で構成されることが重要と考えている
- ・また、企業ごとの中期経営計画などの中長期的な企業価値向上に向けた戦略に沿ったスキルマトリクスの作成・開示や取締役会の監督機能強化に繋がる実効性評価の実施・結果の開示などを期待する

取締役会における多様な議論(多様性・ジェンダー)

- 当社では今般ジェンダーの観点から議決権行使基準で女性取締役の選任を求めるよう改定。
 独立した客観的な立場から多様な議論を行うために取締役会はジェンダーや国際性、職歴、
 年齢などの観点から多様かつ経営戦略を実行するために必要な知見や能力を備えた人材で構成されることが望ましいと考える
- ・なお、ジェンダーについては、女性活躍推進などの観点から取締役会構成だけの問題では なく、従業員各層における活躍がより重要であると考え、対話の中で実現に向けた取組み について議論・確認する

政策保有株式の縮減

- ・株式の政策保有については、非効率な資本管理、経営に対する規律の低下に繋がる懸念があり、縮減を進めるべきと考えており、基準を新設した。縮減に向けた取組みに関して一部の企業において政策保有株式における保有目的を純投資へ切り替えるケースが見られており、その場合には意図について対話の中で議論・確認をする。また、当該基準を満たした企業においてもそれで十分というものではなく、さらなる縮減に向けて取り組むべきと考えている
- ・なお、株式の政策保有については保有している側だけでなく、保有を求めている側にも問題があると考えており、このような場合にも対話の中で議論・確認をする

議決権行使

課題と今後の方向性

原則

電子行使

- 2023年4月公表の「資産運用業高度化プログレスレポート2023」において記述がある通り、 議決権の電子行使プラットフォーム(以下、PF)の導入促進といった業界全体の活動の効率化とコスト削減に向けた検討が求められている
- ・全上場会社がPFに参加している状況ではないため、議決権行使指図の二重化問題*の難しさがあるものの、内部運用の見直しや業務プロセスの改善を通じて、早期のPF運用開始を目指している
- ※ 国内機関投資家が保有する銘柄にPF非参加銘柄とPF参加銘柄が混在する場合、 ②PFF参加銘柄にはエクセルシートによる管理信託銀行経由の指図をし、②PF参加銘柄には同プラットフォーム上で指図するため、指図フローが二重化する

外国株式における個別開示

- ・日本版スチュワードシップ・コードに基づく対応方針に従い、外国株式に関しても、情報開示の拡充を順次進め、スチュワードシップ活動のさらなる高度化を推進している
- 現在、議決権行使結果の集計開示や代表事例の開示は行っており、情報開示をより充実させるため、2024年度を目標に、行使助言会社の総会情報ウェブ開示サービスの活用により、 外国株式の議決権行使結果の個別開示を検討している。今後も、プロセスの一層の透明性向上や、開示内容の充実を図っていく



Ⅱ. 三井住友信託銀行

弊社は、運用委託先に対してスチュワードシップ活動を通じた投資先企業の企業価値向上を促すことを求めるほか、各 運用委託先に対するモニタリング・議論を通じ、お客さまの中長期的な投資リターンの最大化を図ってまいります。

三井住友信託銀行のスチュワードシップ活動



- ▶ 各運用委託先に対するモニタリング・議論を通じ、 お客さまの中長期的な投資リターン最大化を図る

- 各運用委託先が、投資先企業に対する直接のス チュワードシップ活動を実施
- ▶ 弊社グループでは、SuMiTAMが各投資先企業 へのスチュワードシップ活動を実施

(時点)24年8月

▮議決権行使状況

国内株式議決権行使状況(2023年7月~2024年6月)

会社提案議案

		賛成	反対	棄権/白紙	合計	反対比率
会社機関に関する議案	取締役の選任・解任	14,258	4,595	0	18,853	24.4%
	監査役の選任・解任	1,758	249	0	2,007	12,4%
	会計監査人の選解任	56	0	0	56	0.0%
ᄱᄝᄧᄥᇦᇛᆂᄛᄙᇷ	役員報酬 ^{※1}	713	143	0	856	16.7%
役員報酬に関する議案	退任役員の退職慰労金の支給	0	89	0	89	100.0%
	剰余金の処分	1,368	160	0	1,528	10.5%
資本政策に関する議案	組織再編関連※2	30	0	0	30	0.0%
(定款に関する議案を除く)	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	44	0	44	100.0%
	その他資本政策に関する議案*3	66	0	0	66	0.0%
定	次に関する議案	477	15	0	492	3.0%
	その他の議案	4	5	0	9	55.6%
	合計	18,730	5,300	0	24,030	22.1%

^{※1} 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

株主提案議案

	賛成	反対	棄権/白紙	合計	反対比率
合計	35	357	0	392	91.1%

^{※2} 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

^{※3} 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

海外株式議決権行使状況(2023年7月~2024年6月)

会社提案議案

		賛成	反対	棄権/白紙	合計	反対比率
	取締役の選任・解任	13,269	1,699	0	14,968	11.4%
	監査役の選任・解任	631	103	0	734	14.0%
会社機関に関する議案	取締役会の構成等(上限人数等)	343	16	0	359	4.5%
	会計監査人の選任	2,063	20	0	2,083	1.0%
	役員報酬	3,320	472	0	3,792	12.4%
役員報酬に関する議案	ストックオプション	511	338	0	849	39.8%
	退職慰労金贈呈	16	1	0	17	5.9%
	株主資本	2,154	436	0	2,590	16.8%
	利益処分·損失処理案	1,600	10	0	1,610	0.6%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	自己株式取得枠の設定	947	23	0	970	2.4%
(足派に因りる歳未で原へ)	合併·分割·持株会社化·営業譲渡等	481	64	0	545	11.7%
	買収防衛策	171	8	0	179	4.5%
定款	次に関する議案	1,330	453	0	1,783	25.4%
	その他	8,956	1,400	0	10,356	13.5%
	合計	35,792	5,043	0	40,835	12.3%

株主提案議案

	賛成	反対	棄権/白紙	合計	反対比率
合計	1,182	613	0	1,795	34.2%

(出所:SMTAM)

SMTAMのスチュワードシップ活動の評価

自己評価

日本版スチュワードシップコードへの対応 対象期間:2023年7月~2024年6月

方針の策定・公表

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、 これを公表すべきである。

「日本版スチュワードシップ・コードの原則への対応方針」を策定・公表するとともに、「責任ある機関投資家」 として、スチュワードシップ活動の推進や体制整備を行っています。2023年10月には、スチュワードシップ活 動のガバナンスと執行の高度化を図るため、既存の「スチュワードシップ会議」の役割を整理、拡大し、「サステ ナビリティ委員会」に改組しました。

利益相反管理

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、 明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

三井住友トラストグループ内の資産運用会社として必要な利益相反管理体制を整えています。また、外部委 員が過半を占めるスチュワードシップ活動諮問委員会にて、利益相反が起こり得る議案の行使判断プロセス の適切性検証を行い、審議内容について概要を都度公表しました。

親会社である三井住友トラストグループ株式会社および親会社の関係会社の全議案、当社または親会社と 密接な関係を有している者(現役役員や重要な地位にあった出身者など)が投資先企業の役員候補者となっている 場合、当社議決権行使ガイドラインに基づく議決権行使助言会社の助言を活用して議決権行使をしますが、 2023年7月~2024年6月総会における対象は20社でした。

的確な把握

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、 当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社のESGマテリアリティおよびマテリアリティごとの重点活動項目についてレビューを行うとともに、活動項 目のマッピングによる重要度の再評価を行いました。

温室効果ガス排出量上位企業のうち、国内企業について気候変動問題に対する取り組みを調査・分析、スコ ア化しエンゲージメントや議決権行使における活用を開始しました。また、Paris Aligned Investment InitiativeによるNZIF(Net Zero Investment Framework)を用い投資先企業のネットゼロシナリオ適合 性評価(グローバルで5 000社以上, 2024年3月時点)を実施しました。

企業との対話

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、 投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

ESGマテリアリティ、重点活動項目を中心にアジェンダとしてエンゲージメントを進め、実施件数は国内約 1.600件、海外約460件となりました。グローバルでは気候変動問題や自然資本などのアジェンダに積極的 に取り組んだ他、国内では東京証券取引所の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を受 けてのエンゲージメントを進めました。後者では恊働エンゲージメントを活用した活動も推進しました。

自己評価

日本版スチュワードシップコードへの対応 対象期間:2023年7月~2024年6月

原則

議決権行使

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、 議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、 投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

2023年12月の議決権行使ガイドラインの改定では、女性取締役が不在として取締役選任議案に反対する 場合の対象企業についてTOPIX500構成企業からプライム市場上場企業に拡大し、ジェンダー・ダイバーシ ティ推進の後押しを強化しました。また剰余金処分議案に関する基準にPBR(株価純資産倍率)を追加する とともに、キャッシュリッチ企業に対する基準を厳格化しました。議決権行使結果の全保有銘柄・全議案の個 別開示を四半期ごとに行いました。

顧客・受益者への報告

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、 原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

スチュワードシップ活動に関する報告はお客さま宛に直接報告する他、スチュワードシップレポート 2023/2024を通じて広くステークホルダー向けにも実施しました。当社ウェブサイトにおけるESG関連の情 報提供拡充の他、東証マネ部!を活用した情報発信も強化しました。議決権行使結果については全保有銘 柄・全議案の個別開示を四半期ごとに行いました。

実力の高度化

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する 深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、 当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

外部機関(PRIアカデミー)、社内e-ラーニングを活用したESGに関する知見の強化を進めました。各種グ ローバル・イニシアチブや研究会などでの活動、また官公庁・アカデミア・関係機関とのエンゲージメントにより 知見の獲得、共有、深化を進めました。2023年秋には「総合的に最も実効的なスチュワードシップ活動を実 施している運用機関」として外部評価機関調査においてトップ評価をいただきました。

Ⅲ. りそな銀行

■2022年度(2022年7月から2023年6月)の取り組みと自己評価

日本版スチュワードシップ・コードの各原則に対応する当社の活動にかかる取り組み実績と自己評価の結果は、下表のとおりです。各原則における具体的な取り組みにより活動内容の高度化、改善は進んでいると評価しています。また責任投資会議の運営等は概ね適切であると評価しています。

原則		主な取り組みと自己評価
原則1 方針の策定と公表	取り組み	責任投資活動にかかるプロセスの高度化として、責任投資に関連する諸方針の整備を実施しました。2023年1月に、 具体的な実務方針である「ESGインテグレーション方針」と「対話・エンゲージメント方針」を策定・公表しました。同時に責任ある投資家として、「特定の兵器製造企業の除外方針」も策定・公表しています。また、特に重要なマテリアリティである気候変動、人権、自然資本に対する方針として、「気候変動に関する方針」(2023年1月)、「投資運用に係る人権課題への対応に関する方針」(2023年8月)を策定・公表しました。
	自己評価	各種方針の策定・公表等、体系化を図ったことは、責任投資活動にかかるプロセスの明確化・高度化に大きく寄与したと考えています。今後は方針に沿った具体的な取り組みとモニタリングの実効性を高めていくことが必要です。
原則2	取り組み	当社は「利益相反管理方針」を社内規定として制定し、「利益相反管理方針」に基づき、スチュワードシップ活動にかかる利益相反のおそれがある取引を特定・類型化したうえで適切に管理をしています。社外第三者で構成される「責任投資検証会議」にて2023年8月に検証を実施し、問題がないことを確認しました。
利益相反の管理	自己評価	現在の取り組みに問題はなく、適切な管理および検証を継続していく方針です。
原則3	取り組み	今年度は、企業や債券発行体のESGのリスクや機会を統一的な基準で把握する、独自のESG評価指標「りそなESG評価」を構築しました。また、投資先企業の情報(エンゲージメントテーマ、議決権行使結果、りそなESG評価など)や、担当部署ごとの対話・エンゲージメント内容の履歴を一元的に管理・共有するリサーチ情報プラットフォームを導入しました。
投資先企業の状況の把握	自己評価	「りそなESG評価」の構築および情報プラットフォームの導入により、特に当社プロダクトのESGインテグレーションの透明性・明確性が大きく向上しました。ただし「りそなESG評価」の算出ロジックとそれに基づくESGインテグレーションには向上の余地があると考えています。

N - 798	原則4
3000 TO 100 TO 100	ゲージメント
(投	資先企業との 建設的な
「目的	を持った対話」
	原則5
ă	議決権行使

取り組み

「対話・エンゲージメント方針」や「気候変動に関する方針」等を踏まえた対話・エンゲージメント計画を策定し実行しました。対話・エンゲージメントについては、類型や担当部署ごとに、投資先企業の課題に対してインハウスまたは協働で実施しています。協働エンゲージメントには引き続き積極的に参加しており、2022年度は新たにPRIによる人権に係るイニシアティブAdvanceなどに参加しました。

自己評価

実効性のある対話・エンゲージメントが実施できていると評価していますが、より客観性を向上するために、その効果 測定にかかる議論を深めていく必要性があります。

取り組み

議決権行使基準の見直しを実施しました。主な改定は、取締役会の構成(女性役員の選任)、取締役選任(政策保有株式の縮減)です。議決権の行使にあたり、投資先企業の状況や対話・エンゲージメントを踏まえたうえで賛否の判断を実施しました。議決権行使基準で明確に判断できない議案等の審議は責任投資会議で実施しました。

自己評価

機械的な判断に終始することなく、投資先企業との対話等を踏まえた適切な行使ができていると評価しています。

原則6 顧客・受益者への報告

取り組み

当社は、2018年より「Stewardship Report」を発行してまいりましたが、今年度より「Sustainability Report」と名称を新たにし、パーパスを起点とした当社の具体的な施策や活動について、より分かり易く詳細に報告しております。

自己評価

責任投資活動にかかる方針の体系化と[Sustainability Report]発行により、開示面では大きく進展したと評価しています。今後は当社の具体的な取り組みについて、受益者利益に資するものであることを、より分かり易く示していく予定です。

原則7 スチュワードシップ 活動のための実力

取り組み

今年度は、全社的な責任投資活動をより推進・加速させるべく責任投資部内に企画推進グループを新設し人員も拡充しました。また、「責任投資会議」では、責任投資活動の工夫・改善にかかる議論を継続的に行っています。

自己評価

責任投資活動全般に求められる知識・経験は益々高度なものとなっており、社内で高度ESG専門人財について計画的に育成をしていく必要があります。

■課題認識と今後の対応

自己評価を通じて、以下の課題を認識しました。

- ・各種方針策定後の取り組みとモニタリングの実効性を高めること
- ・対話・エンゲージメントの効果測定について議論を深めていくこと
- ・責任投資活動に関する人財育成・強化を含む継続的な体制を整備すること

課題解決を図るため、具体的なアクションプランを実施していきます。そのアクションプランの進捗、結果については責任投資会議等で報告するなどモニタリングを受ける体制となっています。

議案別議決権行使状況(国内株式)

[2023年7月~2024年6月の株主総会議案に対する議決権行使]

信託財産(国内株式)にかかる投資先企業の株主総会議案については、以下のとおり議決権を行使しましたので、お知らせ 致します。

□取締役選任、監査役選任については、1候補者につき1議案として集計しています。

1. 会社提案議案に対する行使件数

						合計	反対」	七率
		賛成	反対	棄権	白紙 委任			(前年)
	取締役の選解任	15,772	1,621	0	0	17,393	9.3%	(11.5%)
会社機関に関する議案	監査役の選解任	1,622	212	0	0	1,834	11.6%	(13.3%)
	会計監査人の選解任	42	0	0	0	42	0.0%	(0.0%)
役員報酬に関する議案	役員報酬(※1)	690	65	0	0	755	8.6%	(9.3%)
1又貝式印刷に因 9 公成未	退任役員の退職慰労金の支給	0	79	0	0	79	100.0%	(100.0%)
	剰余金の処分	1,389	17	0	0	1,406	1.2%	(2.3%)
資本政策に関する議案	組織再編関連(※2)	23	0	0	0	23	0.0%	(0.0%)
(定款に関する議案を除く)	買収防衛策の導入・更新・廃止	1	42	0	0	43	97.7%	(98.8%)
	その他資本政策に関する議案(※3)	58	0	0	0	58	0.0%	(0.0%)
定款	に関する議案	433	8	0	0	441	1.8%	(1.3%)
₹	の他の議案	3	6	0	0	9	66.7%	(0.0%)
	合計	20,033	2,050	0	0	22,083	9.3%	(11.2%)

2. 株主提案議案に対する行使件数

						合計	賛成」	比率
		賛成	反対	棄権	白紙 委任			(前年)
会社機関に関する議案	取締役の選解任	0	84	0	0	84	0.0%	(0.0%)
	監査役の選解任	0	2	0	0	2	0.0%	(0.0%)
	会計監査人の選解任	0	0	0	0	0	-	
役員報酬に関する議案	役員報酬 (※1)	0	20	0	0	20	0.0%	(0.0%)
	退任役員の退職慰労金の支給	0	0	0	0	0	-	-
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	2	31	0	0	33	6.1%	(3.4%)
	組織再編関連(※2)	0	0	0	0	0	<u>=</u>	
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	0	0	0	0		(100.0%)
	その他資本政策に関する議案(※3)	1	22	0	0	23	4.3%	(3.6%)
定款に関する議案		15	196	0	0	211	7.1%	(4.2%)
その他の議案		0	8	0	0	8	0.0%	(0.0%)
合 計		18	363	0	0	381	4.7%	(3.8%)

- (※1) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
- (※2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
- (※3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

議案別議決権行使状況(外国株式)

[2023年7月~2024年6月の株主総会議案に対する議決権行使]

信託財産(外国株式)にかかる弊社投資先企業の株主総会議案については、以下のとおり議決権を行使しましたので、お知らせ致します。 □取締役選任、監査役選任については、1候補者につき1議案として集計しています。

1. 会社提案議案に対する行使件数

	An contract to the discourse and the set of					合計	反対比率	
		賛成	反対	棄権	白紙 委任			(前年)
会社機関に関する議案	取締役の選解任	12,246	1,043	0	0	13,289	7.8%	(8.1%)
	監査役の選解任	535	48	0	0	583	8.2%	(9.3%)
	会計監査人の選解任	1,959	10	0	0	1,969	0.5%	(0.9%)
役員報酬に関する議案	役員報酬 (※1)	2,815	813	0	0	3,628	22.4%	(22.2%)
	退任役員の退職慰労金の支給	0	0	0	0	0	-	-
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,434	8	0	0	1,442	0.6%	(0.5%)
	組織再編関連(※2)	1,821	742	0	0	2,563	29.0%	(25.0%)
	買収防衛策の導入・更新・廃止	64	9	0	0	73	12.3%	(13.4%)
	その他資本政策に関する議案(※3)	3,147	393	0	0	3,540	11.1%	(10.8%)
定款に関する議案		792	80	0	0	872	9.2%	(5.9%)
その他の議案		5,804	1,238	0	0	7,042	17.6%	(12.0%)
合 計		30,617	4,384	0	0	35,001	12.5%	(11.4%)

2. 株主提案議案に対する行使件数

						合計	賛成	比率
		賛成	反対	棄権	白紙 委任			(前年)
会社機関に関する議案	取締役の選解任	702	78	0	0	780	90.0%	(94.6%)
	監査役の選解任	221	3	0	0	224	98.7%	(98.2%)
	会計監査人の選解任	0	0	0	0	0	-	_
役員報酬に関する議案	役員報酬 (※1)	21	33	0	0	54	38.9%	(55.3%)
	退任役員の退職慰労金の支給	0	0	0	0	0		-
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	4	0	0	0	4	100.0%	(100.0%)
	組織再編関連(※2)	116	2	0	0	118	98.3%	(95.2%)
	買収防衛策の導入・更新・廃止	32	2	0	0	34	94.1%	(88.9%)
	その他資本政策に関する議案(※3)	2	0	0	0	2	100.0%	_
定款に関する議案		47	20	0	0	67	70.1%	(61.7%)
その他の議案		241	358	0	0	599	40.2%	(47.7%)
合 計		1,386	496	0	0	1,882	73.6%	(75.6%)

- (※1) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
- (※2) 合併、営業譲渡·譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
- (※3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

取締役会を監督・指名する二層型取締役会などでの「Supervisory Board」は監査役としています。

IV. みずほ信託銀行

Ⅳ. みずほ信託銀行(アセットマネジメントOne)



スチュワードシップ体制の強化

2016年10月、当社は4社のアセットマネジメント会社が統合して発足しました。当時、アベノミクス政策の一環として、企業ガバナンスの向上・改革を促すコーポレートガバナンス・コードと、機関投資家による企業との対話を促すスチュワードシップ・コードが制定されました。当社は、本邦

リサーチ機能の組織改編(概略図)

~2024年3月





運用会社のなかでもいち早く責任投資部門を設置し、ガバナンスをはじめとするESG課題や経営戦略に関する企業とのエンゲージメントを強化してまいりました。2016年から8年が経過した現在、グローバルな金融市場ではISSB(国際サステナビリティ基準審議会)が主導し、本邦ではそれに呼応する形でSSBJ(サステナビリティ基準委員会)が設立され、非財務情報の開示拡充に向けた準備が進められています。

当社ではこうした環境変化を踏まえ、2024年4月に財務分析を主たる専門とするセクターアナリストと、ESG・非財務分析を専門とするESGアナリストをOneチームとして統合し、知見の融合を図るとともに、企業価値向上に資

するエンゲージメントの実効性を高めてまいります。また、 議決権行使チームをアナリストチームの隣に配置し、アナ リストの企業との対話内容を議決権行使に反映してまい ります。

更に、エコノミスト・ストラテジストが新しい組織に合流し、マクロとミクロのリサーチを一つのグループに統合しました。昨今のAI技術の目覚ましい進歩のなか、リサーチ組織に横串を通し、より高いパフォーマンス獲得に向けて取組んでまいります。

IV. みずほ信託銀行(アセットマネジメントOne)

国内株式·REIT議決権行使実績



当該期間に株主提案はありませんでした。

国内株式議決権行使

アセットマネジメントOneの議決権行使

議決権行使は、スチュワードシップ責任を果たす上でも最も重要な取組みの一つです。当社では、持続的な社会の発展と投資先の企業価値向上の両立を目指し、エンゲージメント(投資先企業との建設的な対話)を考慮した議案判断を行います。また、当社の親会社・グループ会社等の利益相反のおそれのある対象先については、適切な体制とプロセスで議決権行使を行います。

議決権行使基準の改定(2024年4月から適用)

投資先企業の「資本コストや株価を意識した経営の実現」を念頭に、取締役選任議案の基準を中心に議決権行使基準を改定しました。その結果、当年度(2023年7月から2024年6月まで)の会社提案の賛成比率は、前年度と比較し低下しました。

主な改定項目(一部抜粋)は以下の通りです。

取締役選任に関する基準

- ●TSR(株価総利回り)基準を新設 1期・3期・5期いずれにおいても東証プライム市場上場企業の TSR下位1/3分位未満
- 政策保有株式の過剰保有を判断する基準の厳格化 純資産比率を20%(金融セクターは40%)に変更、総資産基準 は廃止

今後の方向性

「中長期視点のスチュワードシップ活動のロードマップ」に 基づき投資先企業と対話を実施し、外部環境や投資先企業 の状況を踏まえながら議決権行使ガイドラインや具体的な 判断基準の改定を実施します。

Column 株主総会招集通知の記載に関するお願い

投資先の皆さまへ: 株主総会の招集通知は、議案判断を行う上で重要な参考書類です。特に、以下の点について、明確な記載(またはリンク等を活用した情報掲載場所の提供)をお願いします。

- 取締役会に関する情報 ジェンダー・ダイバーシティの状況(男女比率等) 社外役員について東京証券取引所への独立役員届(提出予定含む)の有無
- ●資本効率に関する情報 政策保有株式の縮減目標や計画、削減実施状況 ROEやPBR向上に関する目標や計画、戦略等 なお、招集通知等の記載が不明確と判断した場合には、関連議案 に反対する場合があります。



PROXY VOTING IN JAPAN



業績基準、政策保有株式基準に抵触 も、改善に向けた実効性のある計画策 定を評価し、賛成した事例

国内株式

地方銀行A社に対し、継続的なエンゲージメントを通じて資本効率改善を促したとこる取組みが加速。業績基準、政策保有株式基準に抵触したが、ROE改善、政策保有株式縮減に対するコミットメントを評価し、賛成。



グループ事業で発生した 不祥事への対応を不十分と評価し、 反対した事例

国内株式

大手電鉄グループB社傘下の事業で発生した 不祥事(ハラスメント)について、対応の遅れに より、同社グループ及び同事業のブランド価 値を損なったと判断し、代表取締役に反対。



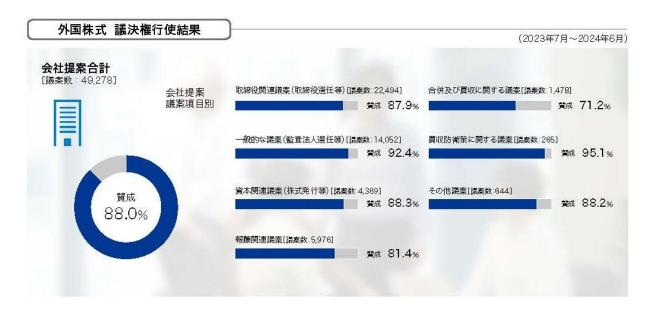
事業構造改革の加速を期待し、 株主提案の社外取締役候補に賛成し た事例

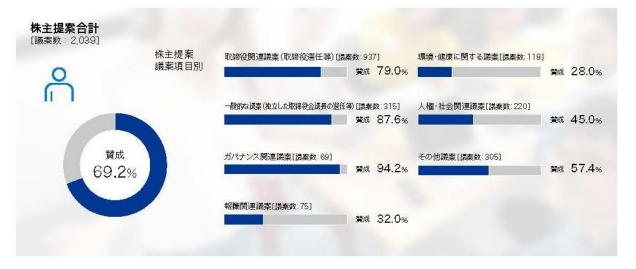
国内株式

C社の社外取締役の選任に関する株主提案について、提案側、会社側双方と対話を実施。 事業構造改革の加速には現任の取締役には ない新たな視点が必要と判断し、事業戦略や イノベーションに造詣の深い株主提案の候補 者(学者)に賛成。

Ⅳ. みずほ信託銀行(アセットマネジメントOne)

外国株式議決権行使





PROXY VOTING OVERSEAS

1

外国株式

当社はClimate Action 100+を通じた投資家グループとの共同エンゲージメントを実施しており、米国に拠点を置く総合エネルギー会社に対してGHG(温室効果ガス)排出量削減やその目標設定等について対話を行っている。同社は「Scope3のGHG排出量の目標設定を求める訴訟を起こしたが、このような同社の対応が不適切と評価し、筆頭独立社外取締役の選任議案に反対。

(資料編P20)



2023年度スチュワードシップ活動に関する自己評価(要約)

日本版スチュワードシップ・ コードの各原則	当社取組みに関する自己評価				
原則1 「機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。」	当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則である日本版スチュワードシップ・コードに対するアセットマネジメントOneの取組み方針、サステナビリティ投資方針、スチュワードシップに関する考え方、アセットマネジメントOne の議決権行使における考え方、議決権行使基準などを、ホームページやサステナビリティレポートを通じて公表しております。これらの方針と考え方に基づき、エンゲージメントや議決権行使の向上、ESGインテグレーションの強化を行ってまいりました。また、2023年度には、「スチュワードシップに関する考え方」を公表したほか、株価を意識した経営を促す観点からTSR基準の導入、ROE基準や政策保有株式の保有基準の厳格化、剰余金処分に関する議案判断基準等の改定を行い、2024年4月から適用しています。				
原則2 「機関投資家は、スチュ ワードシップ責任を果たす 上で管理すべき利益相反 について、明確な方針を策 定し、これを公表すべきで ある。」	当社は、議決権行使に関する利益相反管理方針の概要を当社ウェブサイトなどで公表するとともに、その方針に基づき適切なガバナンス構築と厳格な運営を実施し、役職員の利益相反防止の徹底を図っています。特に利益相反の観点で最も重要な親会社等の議案については、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問するなど、2023年度も適切な行使判断を実施しました。				
原則3 「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。」	投資先企業のESGの取組み状況や重要課題を正確に把握するために、ESG情報開示基準策定団体や官公庁との議論に積極的に参画し、グローバルな環境・社会の変化を把握しながらマテリアリティの見直しを行っております。また、投資先企業のESGに関する取組み状況を把握するために、財務および非財務の要素を含めた統合報告書の発行と改善を促すと同時に、対話の進捗状況を8段階の詳細なマイルストーンで管理し、投資先企業の進捗状況を可視化するための取組みを徹底して実施しております。 2023年度には、「フィナンシャル・インクルージョン」など8項目のマテリアリティの見直しを行ったほか、企業の脱炭素化に関する「ネットゼロ判定」や環境・社会課題に関する「ESGテーマリサーチ」など、独自の取組みを通じて投資先企業の正確な情報把握に取組みました。				

2023年度スチュワードシップ活動に関する自己評価(要約)

日本版スチュワードシップ・ コードの各原則

当社取組みに関する自己評価

原則4

「機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資 先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。」 当社は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的としたエンゲージメントを通じて、当該企業と認識の共有を図るよう努めています。また、そのエンゲージメントの内容等を踏まえ、企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、当該企業に対して更なる対話を求め、問題の改善に向けた取組みを促すよう努めています。サステナビリティを巡る課題については、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付く対話となることを意識するとともに、パッシブ運用においては株式市場全体の底上げへの貢献を、アクティブ運用においては超過収益獲得を重視して取組んでいます。

2023年度については、環境・社会課題として、2050年ネットゼロの取組みや自然資本・生物多様性のリスクと機会、社会的関心が高まっている人的資本・人権リスクについて、課題及び進捗状況の認識共有を図ると同時に、取組み強化を促しました。ガバナンスについては、政策保有株式を含む資本効率の改善について重点的に対話を行いました。

原則5

「機関投資家は、議決権の 行使と行使結果の公表に ついて明確な方針を持つ とともに、議決権行使の方 針については、単に形式的 な判断基準にとどまるので はなく、投資先企業の持続 的成長に資するものとなる よう工夫すべきである。」 当社は、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、『議決権行使ガイドラインおよび議案判断基準』に則り、原則としてすべての保有株式について自社独自で議決権を行使しています。但し、親会社等、利益相反の観点で最も重要な会社の議案に関しては、独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、スチュワードシップ推進委員会にて審議した上で適切な行使判断を行います。また、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメント内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断し、その結果を当社ウェブサイトに公表しています。2023年度についても、投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメント内容等を踏まえた議案判断を行い、その結果の公表を行いました。

2023年度スチュワードシップ活動に関する自己評価(要約)

日本版スチュワードシップ・ コードの各原則

当社取組みに関する自己評価

原則6

「機関投資家は、議決権の 行使も含め、スチュワード シップ責任をどのように果 たしているかについて、原 則として、顧客・受益者に対 して定期的に報告を行うべ きである。」 当社は、投資先企業とのエンゲージメントや議決権行使など、スチュワードシップ責任を果たすための活動状況について記録を行い、当社ウェブサイトやサステナビリティレポートなどを通じ、定期的に報告しています。また、公表内容については、お客さまの目線に立ち適宜改善を図るなど工夫すると同時に、定期的な振り返りを行い、取組み改善に努めます。

2023年度も、2022年度に引き続き、スチュワードシップ活動やコーポレート・サステナビリティの活動内容をまとめた「サステナビリティレポート2023」を公表したほか、機関投資家のお客さまとのエンゲージメントの一環として、ESG投資/サステナブル投資に関するアンケート(書面及び対面)をみずほ信託銀行と協働で実施し、その内容をサステナビリティレポートに掲載しました。

原則7

社外取締役を含む当社の経営陣は、アセットマネジメント業務に精通するなど実効的なスチュワードシップ活動の推進とその組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担う能力を有した者や、様々な分野で高い知見を有する専門家が就任しております。

また、スチュワードシップ活動においては、ESGアナリストおよび議決権行使専任担当者を充実させるとともに、 運用グループとの連携を通じて運用戦略に即した形でのスチュワードシップ責任を果たすための体制を整備 しています。さらに、外部の専門家や有識者、他の機関投資家との意見交換や協働も積極的に行っています。 当社は、自らのスチュワードシップ活動について、自らのガバナンス体制・利益相反管理を含めた自己評価を 定期的に行い、その結果を当社ウェブサイトやサステナビリティレポート等に公表しています。

2023年度では、サステナビリティ諮問会議を通じて外部アドバイザーからの視点を経営に活用すると同時に、スチュワードシップ活動においても「Nature Aciton100」や「PRI Advance」など新たな環境・社会の協働イニシアティブの参加によって、取組みの強化を行いました。さらに、当社パッシブ・エンゲージメントに関する国際共同研究が公表され、エンゲージメントの重要性について学術的な示唆を与えました。

2024年度4月に、リサーチとエンゲージメントを担う3つの部署を一つに統合させた「リサーチ・エンゲージメントグループ」を発足させ、企業価値向上に向けたスチュワードシップ活動の実効性を一層高める予定です。



責任投資活動報告 2024

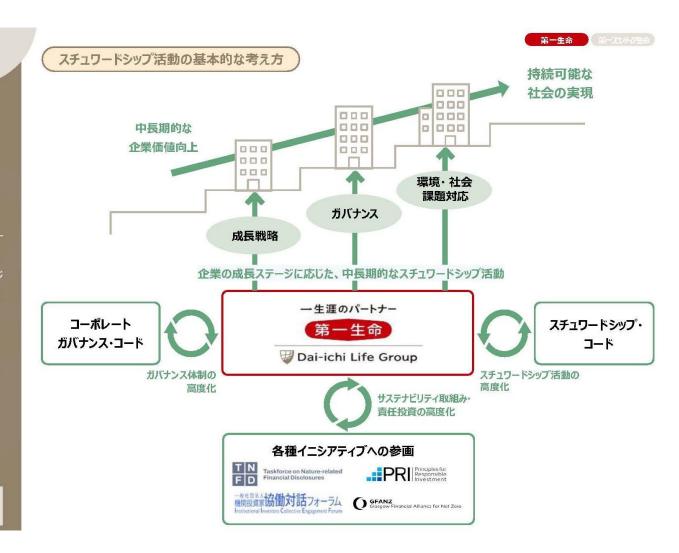
スチュワードシップ活動報告 基本的な考え方・プロセス

スチュワードシップ活動の 基本的な考え方

お客さまの「一生涯のパートナー」を掲げる「第一生命らしい」スチュワードシップ活動として、成長ステージ毎に異なる投融資先企業の課題に寄り添い、中長期的な企業価値向上、ひいては持続可能な社会の実現に貢献すべくスチュワードシップ活動に取り組んでいます。

株式市場に上場する機関投資家として、コーポレートガバナンス・コードおよびスチュワードシップ・コードの両コードを踏まえ、また国内外の各種イニシアティブへの参画を通じて自グループとしても取組みの高度化に継続的にチャレンジしつつ、その内容を投融資先企業とも積極的に共有していきます。

(注)スチュワードシップ活動について、本レポートでは第一 生命における取組みを掲載しています。





責任投資活動報告 2024

スチュワードシップ活動報告 議決権行使

議決権行使結果

投資先企業との中長期的なエンゲージメントを重視していることから、会社提案議案に対する反対比率は相対的に低位にとどまっています。

会社提案議案については、2024年4月に第一生命の議決権行使基準の改正を実施したことによる、平時における買収への対応方針・対抗措置議案の反対比率上昇を受け、前年度比で上昇しました。株主提案議案については、中長期的な企業価値向上に資するかどうか、という観点から賛否を判断しており、この結果、賛成議案は6議案となっています

第一生命

第一スレアク生命

議決権行使結果(2023年7月~ 2024年6月)

会社提案議案

反対比率 3.4% (+0.1%)

議案数 **14,876**

株主提案議案

賛成比率 1.9% (+1.3%)

> 議案数 311

会社機関に関する議案

取締役の選解任

反対比率 3.7% (±0.0%)

議案数 **11,755**

監査役の選解任

反対比率 2.4% (+0.3%)

議案数 **1,267**

会計監査人の選解任

反対比率 0.0% (±0.0%)

議案数 21

「監査等委員である取締役」については、「監査役の選解任」から「取締役の選解任」に分類を変更して集計しています。 詳細な集計内容や個別の議決権行使結果については、第一生命HPにおける開示資料をご参照ください。 https://www.dai-ichi-life.co.ip/dsr/investment/ssc.html



責任投資活動報告 2024

スチュワードシップ活動報告 議決権行使

議決権行使結果

役員報酬に関する議案につきましては、監査役などに 求められる取締役会への牽制機能が弱まる可能性が あることから、監査役などに対するストックオプション付 与や退職慰労金贈呈については反対しています。 平時における買収への対応方針・対抗措置議案につ きましては、2024年4月に基準の改正を実施していま す。より高度なガバナンス体制・高い資本効率を求め るため、直近3期連続ROE8%未満、独立社外取締 役が取締役総数の過半数に満たない場合のいずれか に該当する場合には、反対しています。

特定標的型の買収への対応方針議案につきましては 、企業価値向上に繋がるか、という観点から判断して います。

第一生命

議決権行使結果(2023年7月~2024年6月)



役員報酬

反対比率 2.7% (+0.7%)

議案数 524

退任役員の退職慰労金の支給

反対比率 10.0% (+1.2%)

議案数 **50**

反対比率 0.0% $(\pm 0.0\%)$

議室数 256

資本政策に関する議案(定款に関する議案を除く)

剰余金の処分

反対比率 0.4% $(\land 0.4\%)$

議室数 934

組織再編関連

反対比率 0.0% $(\pm 0.0\%)$

> 議案数 13

買収への対応方針

反対比率 72.7% (+47.7%)

議案数 33

その他資本政策に関する議案

反対比率 0.0% $(\pm 0.0\%)$

> 議案数 22

> > かり内は前年度比

詳細な集計内容や個別の議決権行使結果については、第一生命HPにおける開示資料をご参照ください。 https://www.dai-ichi-life.co.ip/dsr/investment/ssc.html



青仟投資活動報告 2024

第一生命第一次仍然

スチュワードシップ・コードへの対応状況(自己評価)

《原則1》機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを 公表すべきである。

取組方針*

- ■第一生命は、「日本版スチュワードシップ・コード」の趣旨に深く替同し、 「責任投資の基本方針」に基づき、機関投資家としてのスチュワードシ ップ責任を果たします。
- ■第一生命は、本方針に基づき、全資産の運用方針・運用プロセスに サステナビリティに関する課題の組み込みを図ることで、中長期的なポ ートフォリオのレジリエンスを強化します。

取組実績

当社グループー体となった責任投資のさらなる高度化に向けて2024年 4月に当社グループの第一フロンティア生命との共同の取組方針(責任 投資の中期取組方針)を策定し公表しました。また、従前から実施して いる国内上場株式のエンゲージメントのみならず、各アセットの投資執行 所管においても、資産特性に応じたアプローチにより、サステナビリティ課題 を含めたエンゲージメントを実施しました。

自己評価

外部環境などを踏まえた方針の策定・公表など、スチュワードシップ責任を 果たすための施策を適切に実施していると評価しています。全資産エンゲ ージメントを推進し、投融資先の企業価値向上などを促す取組みが進 捗していますが、引き続き資産毎の特性などを踏まえたエンゲージメントを 行うための体制整備や人財育成などを推進していく必要があると考えてい ます。

※「取組方針」は「責任投資の基本方針(5. 日本版スチュワードシップ・コードへの取組み)から抜粋(次ページ以降も同様)

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明 《原則2》 確な方針を策定し、これを公表すべきである。

取組方針※

- スチュワードシップ活動の専門組織である責任投資推進部が、投融資 先の企業価値の維持・向上やガバナンス向上の観点から、エンゲージ メント活動や議決権行使における賛否判断を行います。
- 責任投資委員会は、本取組方針や議決権行使基準などの重要な 規程の改廃の審議、個別判断を要する重要な議決権行使に関する 審議および、議決権行使結果について利益相反の観点からモニタリン グを行います。

取組実績

2017年4月に責任投資委員会を設置し、2018年4月からは社外委員 3名・社内委員2名(うち1名は利益相反管理を所管するコンプライアン ス統括部担当執行役員)とし、社外委員過半の体制としています。保 有金額が大きい企業や社会的な注目度が高い企業など、特に重要な議 決権行使については、責任投資委員会で審議のうえ決定するとともに、 重要な議決権行使については、全件を責任投資委員会へ報告していま す。(年3回実施)

自己評価

責任投資委員会の設置や審議結果を踏まえた運営などを通じて、適切 に利益相反管理を実施していると評価しています。

https://www.dai-ichi-life.co.ip/dsr/investment/pdf/ri-report 006.pdf



責任投資活動報告 2024 第一生命

第一スプラク生命

スチュワードシップ・コードへの対応状況(自己評価)

《原則3》機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切 に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

《原則4》機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先 企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

取組方針*

中長期的な視点から投融資先の企業価値向上を促すため、経営戦略・財務戦略・株主還元方針などに加え、ガバナンスおよび環境・社会課題などについて、投融資先とエンゲージメントを継続的に実施し、認識を共有のうえ、問題の改善に努めます。

取組実績

投融資先と第一生命が設定した課題を共有し、継続してエンゲージメントを行った結果、2020年以前に設定したESG課題の約8割が解決しています。エンゲージメントに際しては、ESGアナリストが毎年度実施する最新のESGJサーチ結果などを踏まえ、投融資先とのアジェンダの設定や対話を踏まえた重要課題の特定を実施するとともに、前年度に引き続き、GHG排出量国内上位50社とのエンゲージメントを実施しました。その他、生保協会のスチュワードシップ活動WGや機関投資家協働対話フォーラムなど協働エンゲージメントに関するイニシアティブへも継続的に参画しました。

自己評価

投融資先の状況を把握し、エンゲージメントを継続的に実施したことが、 課題解決に繋がったと評価しています。ESGテーマなど、論点が多様化するなか、企業のどの課題を課題として特定・管理し、継続してフォローしていてことが実効的なエンゲージメントにとって重要であるのか、また特定した課題に対するアプローチの手法などについて検討・改善していてことが必要だと考えています。 《原則5》 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つととも に、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投 資先企業の持続的成長に資するものになるよう工夫すべきである。

取組方針*

- 責任投資委員会における審議を踏まえて制定した議決権行使基準 に基づき、責任投資推進部が議決権の賛否判断を行います。
- ■議決権行使基準については、投融資先の中長期的な企業価値の維持 ・向上の観点から定期的な見直しを実施し、その内容を公表します。

取組実績

責任投資委員会での審議を踏まえ、2024年4月1日付で議決権行使 基準を改正し公表しています。当該改正においては、取締役会の多様 性について、東証プライム上場企業に対して女性取締役が不在の場合 は代表取締役の選任議案について原則として反対する基準を導入しま した(2026年4月適用開始)。議決権行使については、社会的な注 目度が高い議案などについては責任投資委員会で審議したほか、株主 提案や不祥事企業の議案については、個別議案毎にアナリストを含む責 任投資推進部内の会議で議論を行ったうえで賛否を決定しました。

自己評価

社外委員が過半数を占める責任投資委員会にて多角的な視点から審議のうえ、議決権行使基準を適切に見直していると評価しています。今後も外部環境や他の機関投資家の動向も踏まえつつ、エンゲージメントと議決権行使がそれぞれ果たす役割を念頭に置きながら、議決権行使基準の見直しを定期的に実施していくことが必要であると考えています。



責任投資活動報告 2024

第一生命

第一スステク生命

スチュワードシップ・コードへの対応状況(自己評価)

《原則6》 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たして いるのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

取組方針*

エンゲージメントや議決権行使などスチュワードシップ責任を果たすための活動状況について、ホームページにおいて定期的に公表します。

取組実績

議決権行使結果については、四半期ごとに第一生命のホームページで開示しており、当該開示において、反対議案については抵触した議決権行使基準の該当条項を明示しているほか、責任投資委員会で審議した議案については、賛否判断理由を文章で記載、また2024年1月~3月よりxlsx形式でも開示しました。また、責任投資活動報告(本レポート)においては、年度を通した行使結果についての説明に加え、第一生命が設定した投資先企業の課題解決の進捗状況やエンゲージメントにおけるアジェンダ毎の対話ポイントおよび具体的な対話事例などを開示しています。

自己評価

議決権行使結果について、第一生命の判断理由も含めて一定の透明性が確保され、適切に開示されていると評価しています。エンゲージメントにつきましても、対話時のポイントと具体的な事例を併記することで、エンゲージメントの取組みや考え方が外部の方々にも相応に理解しやすく記載されていると評価しています。スチュワードシップ活動の取組み内容や課題進捗状況などについて、開示の更なる改善に向けて今後も継続して取り組むことが必要と考えています。

《原則7》 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業 環境などに関する深い理解のほか運用戦略に応じたサスティナビリティの考慮に基づ き、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力 を備えるべきである。

取組方針※

投融資先やその事業環境などに関する深い理解に基づいたスチュワードシップ活動を行うため、経営陣が必要な組織構築や専門性の高い人財の育成に対する取組みを推進します。

取組実績

2017年4月に責任投資に関する専担所管として責任投資推進部を新設、その後、経験豊富な人財をESGアナリストに登用し、ESGの最新動向やリサーチ結果の社内への情報共有・研修などを実施しています。また、生保協会のスチュワードシップ活動WGおよび責任投融資推進WGこて開催された外部有識者などを招いた勉強会や意見交換会などで参加したほか、イニシアティブ(機関投資家協働対話フォーラム、30%clubなど)での積極的な意見交換の実施などを通じて、対話担当者の知見向上に継続的に取り組んでいます。

自己評価

スチュワードシップ活動を含む責任投資に関する専担組織やESGアナリストの設置、ESGアナリストによる社内研修、社外の勉強会・意見交換会への参画などにより、取組みの高度化に向けた体制整備・人財育成を適切に推進していると評価しています。対話テーマが拡大していなか、特に新任の対話担当者の育成に体系的に取り組んでいくことが必要だと考えています。